○中央選挙管理会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月三日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

平成二十九年十月九日

○中央選挙管理会告示第十四号

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成二十六年中央選挙管理会告示第二十一号）の全部を次のように改正する。

平成二十九年十月三日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第八項の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次の表の上欄に掲げる衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ同表に定める基幹放送事業者及び回数とする。

衆議院名簿登載者の数	北関東選挙区		東京都選挙区	
	基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称	回数
一人から九人まで	日本テレビ放送網株式会社	一	株式会社ＴＢＳテレビ	一
十人から十八人まで	日本テレビ放送網株式会社	二	株式会社ＴＢＳテレビ 株式会社フジテレビジョン	一 一
十九人から二十七人まで	日本テレビ放送網株式会社	三	株式会社ＴＢＳテレビ 株式会社フジテレビジョン	一 二
二十八人以上	日本テレビ放送網株式会社	四	株式会社ＴＢＳテレビ 株式会社フジテレビジョン	一 三

○法務省告示第四百六十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年十月三日

法務大臣　上川　陽子

東京法務局所属　小野　洋一

○外務省告示第三百四十一号

平成二十九年九月六日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十月三日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政改革開発政策借款（第二期）として、各省の戦略的優先事項・二千十四年―十八年行動計画の下での計画（以下「計画」という。）においてイラク共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、イラク共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、イラク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・〇五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(e)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・一パーセントの率で課されることになる。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、計画の実施を支援することを目的として、イラク共和国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　イラク共和国政府は、イラク共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をイラクの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、イラク共和国政府の国家予算に含められる。

5　イラク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　イラク共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　イラク共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

8　イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年九月六日にバグダッドで

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　岩井文男

イラク共和国財務次官代行
マーヘル・ハンマード・ジョハン殿

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年九月六日にバグダッドで

イラク共和国財務次官代行
マーヘル・ハンマード・ジョハン

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　岩井文男閣下